

## 高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知市から産出される木材の需要拡大及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）への木育の推進を目的として、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「地域木材」とは、こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条第1号に適合する木材をいう。
- (2) 「市産材」とは、地域木材のうち、高知市内で産出されたものをいう。
- (3) 「基本部位」、「その他の部位」、「内装材」、「木造住宅」、「リフォーム」、「内装木質化」、「分譲住宅」、「住宅の取得」とは、それぞれ県要綱第2条各号に定めるものをいう。
- (4) 「若者夫婦世帯」とは、夫婦ともに39歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある夫婦世帯をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は新築による市産材を活用した木造住宅（以下「市産木造住宅」という。）を取得するための経費、内装木質化に要する経費及びリフォームの経費のうち、地域木材の購入に要する経費とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全てを満たす者（個人に限る。）とする。

- (1) 市税の滞納がない者
  - (2) 自らの居住を目的として市内に建築される住宅（賃貸とするものを除く。）を取得する者又は市内に自ら所有する住宅（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助対象としない。
- (1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
  - (2) 補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合

### (補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市産材を活用する事業で、県要綱第10条第4項に規定するこうち木の住まいづくり助成事業費補助金交付決定通知書（以下「県交付決定通知書」という）の交付を受けている事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）及び木材は、県要綱の補助対象となるもので、住宅にあつては、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。
- (1) 高知市内に建築する住宅又は高知市内に存在する既存住宅であること。
  - (2) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあつては、新築又は増築工事に係る部分の基本部位に市産材を使用すること。リフォームにあつては、リフォーム工事に係る部分に市産材を使用する戸建ての木造住宅であること。内装木質化にあつては、住宅であること。
  - (3) 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォーム工事の完了の日前に、補助対象木造住宅認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）の交付を受けていること。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表1に定める「定額補助タイプ」を適用する場合は基本部位に使用する地域木材のうち、材積の10パーセント以上に市産材を使用することとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内において、市長が認める額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。別表1に定める分類は次のとおり適用する。

- (1) 「定額補助タイプ」 補助対象経費が重複する国補助事業を利用して、新築又は増築を行う場合
- (2) 「積上補助タイプ」 前号に掲げるもの以外の場合

2 前項により算出した補助金の額と他の補助金の額の合計額が地域木材の購入に要した経費を超える場合はそのを超える部分を当該補助金の額から減じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(住宅の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「認定申請者」という。）は、補助対象木造住宅の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする認定申請者は補助対象木造住宅認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、県要綱第7条第2項に規定するこうち木の住まいづくり助成実施申込書受理通知書（以下「県受理通知書」という）に記載された日の翌日を起算日として20日以内に市長に申請しなければならない。ただし、分譲住宅にあっては、住宅を建築し、又は販売する者が申し込みをすることができるものとする。

3 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは認定通知書により、これを認定しないときは所定の補助対象木造住宅認定申請却下通知書により、当該申請をした認定申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定に際し、必要な条件を付することができる。

(住宅認定の取下げ)

第8条 前条第3項の認定を受けた認定申請者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた住宅（以下「認定住宅」）の認定申請を取り下げようとするときは、当該住宅認定の通知をうけた日から2週間以内に、その旨を所定の補助対象木造住宅認定申請取下届出書により、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る住宅の認定はなかったものとみなす。

(住宅認定の取消し)

第9条 市長は、第7条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、住宅の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定住宅の認定を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定住宅の認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助対象木造住宅認定取消通知書により認定者に通知するものとする。

(認定住宅の変更承認等)

第10条 第7条第3項の規定により認定を受けた者は、認定住宅の内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、あらかじめ認定住宅変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 認定を受けた交付申請予定補助金額の増額及び30パーセントを超える減額
- (2) 申込者の住所又は氏名の変更（分譲住宅を、第7条第2項の規定により申請し、認定通知書の交付を受けた住宅の取得をする者（以下「取得者」という。）が取得した場合及び認定住宅に転居した場合を除く。）
- (3) 補助金交付申請予定日の翌年度への変更
- (4) 補助対象事業の中止

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更の可否を決定し、所定の認定住宅変更等承認（否認）通知書により当該申請をした認定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に別表2に掲げる関係書類を添えて、県交付決定通知書に記載された日（以下「県交付決定日」という。）の翌日を起算日として20日以内又は当該年度の3月15日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日。以下この条において同じ。）のいずれか早い日までに市長に申請しなければならない。ただし、県交付決定日が当該年度の3月1日から末日までの間にある場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。

2 前項の規定による申請が期日までに行われない場合は、第7条第2項の規定による申請が取り下げられたものとみなし、再度の申請は受け付けない。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、県交付決定日が当該年度の3月1日から3月15日までの間にある補助対象者が、当該年度の3月15日までに補助金交付申請書を提出したときは、市長は当該年度の申請として取り扱うことができる。

（補助金の交付決定及び補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第5号 以下「確定通知」という。）により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 補助金額は、認定申請書に記載する交付申請予定補助金額と補助金交付申請書に記載する申請金額のいずれか低い方の金額とする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第13条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助金の交付請求及び交付）

第14条 補助事業者は、第12条第1項に規定する確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（代理者）

第15条 認定申請者及び取得者が、第7条又は第11条に規定する認定申請又は申請の手続きを自ら行わない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士もしくは行政書士法人（以下「代理人」という。）に対してこれらの手続きの代理を委任することができる。

2 代理人は委任された手続きを、誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代理を通じ、認定申請者及び取得者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により取り扱うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の目的以外に補助金を使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

分類	区分	内容	適用単価	補助金額				
				地域木材に対する市産材の使用割合				
				30%未満	30%以上	50%以上	80%以上	
積上補助タイプ	①基本部位・その他の部位	市産材の使用量（立法メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に補助金額を乗じて得た額	通常	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円	区分①から③の合計金額による（上限100万円）
			若者世帯	15,000円	22,500円	30,000円	45,000円	
	②内装木質化	市産材の使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に補助金額を乗じて得た額	通常	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	
			若者世帯	1,500円	2,250円	3,000円	4,500円	
	③子育て支援加算	補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童が1人以上の場合、内装木質化により算出された金額の加算をすることができる。						
	定額補助タイプ	補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は定額10万円						

※ 同一世帯に児童がいる子育て世帯又は若者夫婦世帯については若者世帯単価を適用することができる。

別表2

積上補助タイプ	
1	県要綱第9条に規定する申請書及び県交付決定通知書の写し
2	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を確認することができる証明書（当該事業認定申請の日から3か月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し。ただし、公益社団法人日本建築士会連合会が運営する建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム又は日本行政書士会連合会が運営する行政書士会員検索システムにより登録状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
3	補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助金対象部位」という。）の木材使用明細兼合法木材証明書
4	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
5	県要綱第9条の規定により提出した補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等の写し
6	リフォームの場合は、工事完了報告書等の写し
7	完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分）
8	内装木質化の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積求積図及び施工を確認することができる写真
9	子育て支援加算及び若者世帯単価を適用する場合は、世帯全員の記載がある住民票（交付申請日から3か月以内に発行されたものの原本）
10	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
11	納期限の到来した市税について滞納のないことを証するもの
12	1から11までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
備考	3、4及び8については市産材使用状況（材積、面積等）の確認ができる記載がある場合に限り、県要綱第9条の規定により提出した書類の写しをもって代えることができる。
定額補助タイプ	
1	県要綱第9条に規定する申請書及び県交付決定通知書の写し
2	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び事務所登録証明の写し、事務所登録申請書副本の写し又は行政書士証票の写し。ただし、公益社団法人日本建築士会連合会が運営する建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム又は日本行政書士会連合会が運営する行政書士会員検索システムにより登録状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
3	補助金を受けようとする補助対象部位の木材使用明細書兼合法木材証明書

4	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
5	併用する国の補助事業の概要がわかる交付決定の写し
6	施行状況を確認することができる写真及び完成写真（外観全景）
7	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
8	納期限の到来した市税について滞納のないことを証するもの
9	1から8までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
備考	3及び4については市産材使用状況（材積、面積等）の確認ができる記載がある場合に限り、県要綱第9条の規定により提出した書類の写しをもって代えることができる。

高知市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

補助対象木造住宅認定申請書

高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり、県要綱に第7条に規定する申込受理通知書を交付された住宅について認定を申請します。また、高知市事業等からの暴力団排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

- 1 県要綱第7条に規定する申込受理通知書記載の整理番号
- 2 補助タイプ
- 3 交付申請予定補助金額  
若者世帯単価適用の有無：

積上補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合	単価	
①地域木材使用量 (JAS 製品含む)	m <sup>3</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
②内装化粧仕上材	m <sup>2</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>2</sup>			
③子育て支援加算				円
積上補助タイプ補助金合計 (上限 100 万円)				円
定額補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合		
地域木材使用量	m <sup>3</sup>	%		/
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
定額補助タイプ (定額 10 万円)				円

4 添付書類

- (1) 高知県に提出した県要綱第7条第1項に規定するこうち木の住まいづくり助成事業実施申込書の写し及び高知県から交付された県受理通知書の写し

認定申請者 様

高知市長

補助対象木造住宅認定通知書

年 月 日付けで認定申請のありました高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金については、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり認定することに決定しましたので通知します。

なお、補助金の交付には、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第11条に規定する補助金の交付の申請が必要です。

記

1 交付申請予定補助金額

2 認定住宅の内容

認定住宅建設地	
認定住宅の引渡し予定日	

3 認定の条件

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (2) 認定を受けた年度の翌年度に補助金の交付申請を行う場合は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限る。

年 月 日

高知市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

認定住宅変更等承認申請書

年 月 日付け 高知市指令 鏡振第 号により認定を受けた住宅について、下記のとおり認定内容の変更・廃止をしたいので、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容

積上補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合	単価	
①地域木材使用量 (JAS 製品含む)	m <sup>3</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
②内装化粧仕上材	m <sup>2</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>2</sup>			
③子育て支援加算				円
積上補助タイプ補助金合計 (上限 100 万円)				円
定額補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合		
地域木材使用量	m <sup>3</sup>		%	/
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
定額補助タイプ (定額 10 万円)				円

年 月 日

高知市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

補助金交付申請書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により認定を受けた住宅について、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金の交付を受けたいので、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

1 県交付決定通知書記載の整理番号

2 補助タイプ

3 補助金交付申請額 金 円

若者世帯単価適用の有無：

積上補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合	単価	
①地域木材使用量 (JAS 製品含む)	m <sup>3</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
②内装化粧仕上材	m <sup>2</sup>	%	円	円
うち、市産材使用量	m <sup>2</sup>			
③子育て支援加算				円
積上補助タイプ補助金合計 (上限 100 万円)				円
定額補助タイプ				補助金額
	使用数量 (小数点以下切り捨て)	市産材 使用割合		
地域木材使用量	m <sup>3</sup>	%		/
うち、市産材使用量	m <sup>3</sup>			
定額補助タイプ (定額 10 万円)				円

様

補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金については、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

- 1 補助金交付決定金額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
  - (2) 高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。
  - (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
  - (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

年 月 日

高知市長 様

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金について、高知市地域木材活用住宅推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円